

第23回

定時株主総会 招集ご通知

議決権行使書のQRコードから
招集通知の確認や議決権の行使ができます。

議決権行使書
〇〇〇〇株式会社 第1回

株主様へ
本議決権行使書は、本株主総会に出席し、議決権を行使するための書面です。本議決権行使書に必要事項を記入し、本株主総会当日、本株主総会開催場所まで持参してください。

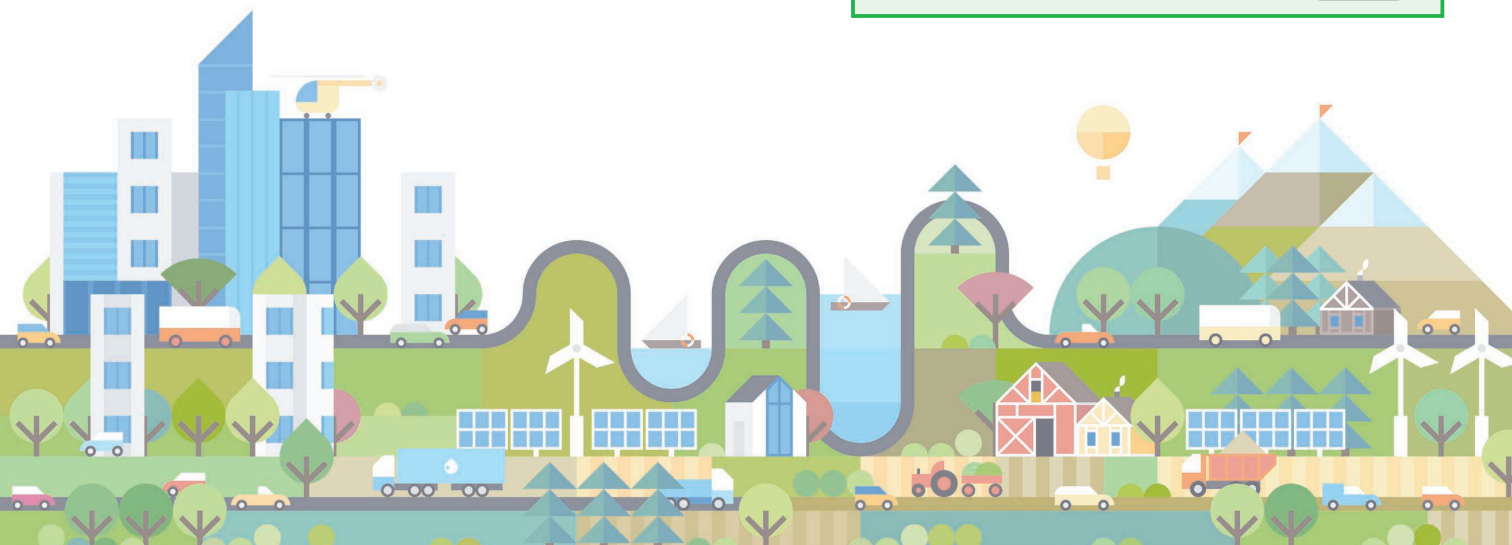
〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

100-8233
〒100-8233 東京都千代田区〇〇〇〇 〇〇〇〇ビル1階

発行 本部

株主様へ
本議決権行使書は、本株主総会に出席し、議決権を行使するための書面です。本議決権行使書に必要事項を記入し、本株主総会当日、本株主総会開催場所まで持参してください。

〇〇〇〇株式会社



開催日時

2026年6月24日（水）午前10時
受付開始は午前9時30分を予定しております。

開催場所

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム

インターネットまたは書面による
議決権行使期限

2026年6月23日（火）午後6時まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定
の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社
外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与に関する報
酬等の額および内容決定の件

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。



東急建設株式会社

証券コード：1720

目次

ごあいさつ	1
-------	---

招集ご通知

第23回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------	---

議決権行使のご案内	4
-----------	---

株主総会参考書類

第1号議案	剰余金の処分の件	6
第2号議案	定款一部変更の件	7
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8名選任の件	15

第4号議案	監査等委員である 取締役4名選任の件	22
-------	-----------------------	----

第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の 報酬等の額決定の件	30
-------	------------------------------------	----

第6号議案	監査等委員である取締役の 報酬等の額決定の件	31
-------	---------------------------	----

第7号議案	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を含む 非業務執行取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額および 内容決定の件	32
-------	---	----

事業報告	36
------	----

連結計算書類	55
--------	----

計算書類	57
------	----

監査報告書	59
-------	----

ご参考

主な完成工事・受注工事	65
-------------	----

クローズアップ	67
---------	----



ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第23回定時株主総会招集ご通知をお届けするとともに、第23期の事業の概況についてご報告申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

代表取締役社長

寿田光宏

(証券コード 1720)
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号

東急建設株式会社

取締役社長 寺 田 光 宏

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tokyu-cnst.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東急建設」または「コード」に当社証券コード「1720」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額および内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の以下の事項
「会計監査人の状況」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の以下の事項
「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の以下の事項
「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

◎本株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使



株主総会ポータル[®]もしくは当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限 2026年6月23日（火）午後6時まで

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2026年6月23日（火）午後6時必着

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月24日（水）午前10時

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご注意事項

※インターネットをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使

行使期限 2026年6月23日（火）
午後6時まで



議案に対する賛否を入力してください。

「株主総会ポータル®」による方法

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使ウェブサイト」より、変更をお願いします。



PC等による議決権行使方法

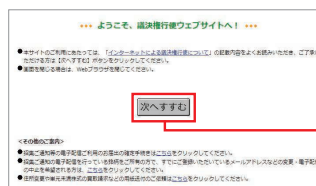
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL <https://www.soukai-portal.net>

「議決権行使ウェブサイト」による方法

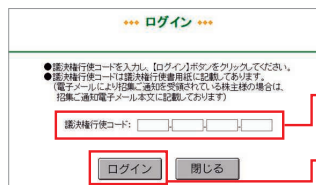
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



「決へすすむ」をクリック

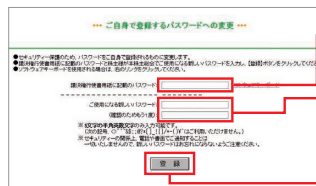
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、資本効率の重要性を認識するとともに、短期的な利益のボラティリティにも左右されにくい安定的かつ継続的な株主の皆様への利益還元を重視し、中長期的な業績目標である R O E 10%以上と連結配当性向40%以上とが均衡した自己資本配当率（D O E）4 %以上を目標とした配当を行うこととしております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金21円 総額2,233,145,355円

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金19円と合わせて、1 株につき40円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年 6 月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、「長期経営計画 “To zero, from zero.”」においてコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つと位置づけ、中長期的な企業価値向上のため、取締役会の実効性向上および監督機能の強化に取り組んでまいりました。今般、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスをより充実させるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設等の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営を柔軟に行うため、株主総会の招集権者および議長を、取締役社長からあらかじめ取締役会で定めた取締役へと変更することとし、現行定款第15条を変更するものであります。
- (3) 最適な経営体制を機動的に実現するため、社長を代表取締役に加え、執行役員からも選定できるよう変更案第23条第2項を新設するものであります。
- (4) 執行役員の選任方法およびその役割を明確にするため、変更案第30条を新設するものであります。
- (5) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款		変 更 案	
第1章 総 則		第1章 総 則	
第1条 { 第3条	(条文省略)	第1条 { 第3条	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条 { (条文省略) 第12条 第3章 株主総会 第13条 { (条文省略) 第14条 (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第16条 { (条文省略) 第19条	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条 { (現行どおり) 第12条 第3章 株主総会 第13条 { (現行どおり) 第14条 (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 前項の<u>取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第16条 { (現行どおり) 第19条

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第20条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2. } (条文省略) 3. (任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)	第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. } (現行どおり) 3. (任 期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<u>ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</u> (新 設) 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設) 第25条) 第26条 (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役または執行役員の内1名を社長とする。</u> 3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、その他の役付取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第26条) 第27条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。
第28条 (条文省略) (新 設)	第29条 (現行どおり) (執行役員) 第30条 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員およびその他の役付執行役員を定めることができる。</u>
第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第29条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
(監査役会規程) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
(報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、<u>その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>37</u> 条 } (条文省略)	第 <u>34</u> 条 } (現行どおり)
第 <u>38</u> 条 (報酬等)	第 <u>35</u> 条 (報酬等)
第 <u>39</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 <u>36</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第 <u>40</u> 条 } (条文省略)	第 <u>37</u> 条 } (現行どおり)
第 <u>43</u> 条 (新 設)	第 <u>40</u> 条 (附 則)
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第23回定時株主総会終結前の行為</u> <u>に関する会社法第423条第1項所定の監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任</u> <u>を、法令の限度において、取締役会の決議に</u> <u>よって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考 候補者一覧】

候補者 番 号		氏 名	性別	現在の地位	出席回数 ／取締役会
1	再任	てら だ みつ ひろ 寺 田 光 宏	男性	代 表 取 締 役 社 長	16回/16回 (100%)
2	再任	ます だ と も や 増 田 知 也	男性	代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	16回/16回 (100%)
3	再任	あか だ よ し ひろ 赤 田 義 宏	男性	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	16回/16回 (100%)
4	再任	かしわ ざ き かず よ し 柏 崎 和 義	男性	取 締 役	16回/16回 (100%)
5	再任 社外 独立	おん だ い さ お 恩 田 勲	男性	取 締 役	16回/16回 (100%)
6	再任 社外 独立	よ し だ か ほ り 吉 田 可 保 里	女性	取 締 役	16回/16回 (100%)
7	再任 社外 独立	つ な し ま つ と む 綱 島 勉	男性	取 締 役	16回/16回 (100%)
8	新任	ひ さ だ こ う じ 久 田 浩 司	男性	—	—



- 所有する当社の株式の数
87,281株
- 取締役在任年数
14年
- 取締役会への出席状況
16回/16回（100%）



- 所有する当社の株式の数
22,971株
- 取締役在任年数
3年
- 取締役会への出席状況
16回/16回（100%）

1 ^{てら だ} 寺田 ^{みつ ひろ} 光宏 （1957年3月1日生）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月 東急建設(株)入社
2010年 6 月 当社執行役員
2012年 4 月 当社常務執行役員
2012年 6 月 当社取締役常務執行役員
2013年 4 月 当社土木本部長
2016年 4 月 当社取締役専務執行役員
2018年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員
2019年 6 月 当社代表取締役社長（現）

■ 取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験を有しており、また代表取締役社長として当社グループを強力に牽引していることから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

2 ^{ます だ} 増田 ^{とも や} 知也 （1959年3月10日生）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 東急建設(株)入社
2017年 4 月 当社執行役員
2020年 4 月 当社常務執行役員
当社建築事業本部長
2022年 4 月 当社専務執行役員
2023年 6 月 当社取締役専務執行役員
2025年 4 月 当社業務統括
2026年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員（現）
当社価値創造推進室・安全環境本部・技術研究所・建築事業本部・不動産事業部管掌（現）

■ 取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験と建設業全般およびデジタル・イノベーション等に関する高い知見を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。



3 あか だ 赤田 よし ひろ 義宏 (1961年12月26日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 東急建設(株)入社
 2019年 4 月 当社執行役員
 2022年 4 月 当社常務執行役員
 当社土木事業本部長
 2023年 4 月 当社国際事業部管掌
 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員
 2026年 4 月 当社取締役専務執行役員 (現)
 当社土木事業本部・国際事業部管掌 (現)

■ 所有する当社の株式の数
17,353株

■ 取締役在任年数
3年

■ 取締役会への出席状況
16回/16回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験と土木事業および国際事業等に関する高い知見を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。



4 かしわ ざき 柏崎 かず よし 和義 (1962年8月18日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月 東京急行電鉄(株) (現・東急(株)) 入社
 2008年 4 月 同社財務戦略室グループ戦略推進部統括部長
 2009年 6 月 (株)東急エージェンシー取締役執行役員
 2015年 5 月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント(株)
 代表取締役執行役員社長
 2023年 6 月 東急ホテルズ&リゾーツ(株)監査役
 東急電鉄(株)監査役
 2024年 4 月 東急(株)執行役員
 2024年 6 月 当社取締役 (現)
 2024年 7 月 東急(株)常務執行役員 (現)
 (重要な兼職の状況)
 東急(株)常務執行役員

■ 所有する当社の株式の数
0株

■ 取締役在任年数
2年

■ 取締役会への出席状況
16回/16回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

東急グループの中核企業である東急株式会社の常務執行役員であり、財務や不動産等に関する豊富な経験と幅広い見識および経営管理全般に精通した立場からの意見を当社の経営に反映していただくため、引き続き取締役候補者となりました。



5 おん だ
恩田

いさお
勲

(1949年4月4日生)

再任

社外

独立

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 取締役在任年数

6年

■ 取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年10月 監査法人栄光会計事務所（現・E Y 新日本有限責任監査法人）
入所
1993年6月 センチュリー監査法人理事代表社員、業務開発部部长、千葉
事務所所長
2002年6月 新日本監査法人常任理事代表社員、公開業務本部本部長、公
会計業務本部本部長、総合コンサルティング業務本部副本部
長、千葉事務所所長
2008年9月 新日本有限責任監査法人常務理事、アドバイザリーサービス
統括部門部門長、Ernst & Young Global Japan Area
Advisory Service Leader
2010年9月 同法人顧問
2011年4月 (株)G T M総研代表取締役社長（現）
2012年6月 当社監査役
2019年1月 G T M税理士法人代表社員（現）
2019年4月 同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター客員教授
2020年6月 当社取締役（現）
2026年4月 藤田医科大学大学院 医学研究科 客員教授（現）
（重要な兼職の状況）
(株)G T M総研代表取締役社長
G T M税理士法人代表社員
藤田医科大学大学院 医学研究科 客員教授

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士および税理士としての専門的な見識および経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるほか、筆頭独立社外取締役として指名・報酬委員会等の諮問委員会や社外役員会を主宰するとともに、社外取締役間の相互連携や意見集約および社外取締役と経営陣との対話の充実に貢献していることから、引き続き社外取締役候補者としたしました。



■ 所有する当社の株式の数
0株

■ 取締役在任年数
7年

■ 取締役会への出席状況
16回/16回（100%）

6 よしだ かほり 吉田 可保里

（1972年12月19日生）

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 4月 (株)リクルートコスモス入社
2010年 9月 司法試験合格
2011年12月 高木佳子（現・T & Tパートナーズ）法律事務所入所（現）
弁護士登録
2012年 4月 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員（現）
2018年11月 国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員（現）
2019年 6月 当社取締役（現）
2020年 8月 国土交通省中央建築士審査会委員（現）
2020年10月 経済産業省日本産業標準調査会臨時委員（現）
2021年10月 東京都住宅政策審議会委員（現）
2022年 4月 東京都建築審査会専門調査員（現）
2024年 1月 国土交通省社会資本整備審議会公共用地分科会臨時委員（現）
2024年 3月 国土交通省運輸審議会委員（現）
国土交通省社会資本整備審議会建築分科会臨時委員（建築基準制度部会、建築物等事故・災害対策部会）（現）
（重要な兼職の状況）
弁護士（T & Tパートナーズ法律事務所）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての専門的な見識および不動産業界での勤務経験を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、引き続き社外取締役候補者としたしました。同氏は会社経営に直接関与した経験はありませんが、こうした理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。



7 つなしま 綱島

勉

(1956年9月8日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 安田信託銀行(株) (現・みずほ信託銀行(株)) 入行
2007年 4月 同行執行役員大阪支店長
2008年 4月 同行常務執行役員営業部店・証券代行業務掌管
2010年 4月 (株)都市未来総合研究所代表取締役社長
2011年 6月 ダイニップ(株)社外監査役
2015年 6月 日本信号(株)社外監査役
2016年 6月 (株)中央倉庫社外取締役
2021年 6月 当社取締役 (現)
2024年 9月 (大)東京農工大学監事 (現)
(重要な兼職の状況)
(大)東京農工大学監事

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 取締役在任年数

5年

■ 取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

信託銀行の業務執行者としての長年の経験と不動産専門シンクタンクの経営者としての豊富な経験および経歴を通じて培われた幅広い見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。



8 ひさだ 久田

浩司

(1962年12月30日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 東急建設(株)入社
2013年 10月 当社九州支店営業部長
2017年 4月 当社執行役員
当社九州支店長
2021年 4月 当社建築事業本部法人営業統括部長
2023年 4月 当社管理本部長
2024年 4月 当社常務執行役員 (現)
当社経営戦略本部長
2026年 4月 当社業務統括 (現)

■ 所有する当社の株式の数

7,310株

■ 取締役在任年数

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験と経営管理全般および営業全般に関する高い知見を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について
- (1) 柏崎和義氏は、東急株式会社の常務執行役員であり、同社は、当社株式15,362千株（持株比率14.45%）を保有しております。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社の主要な取引先であり、当社は同社との間に、建設工事の受注等の取引があります。
 - (2) その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 恩田勲、吉田可保里、綱島勉の各氏は、28頁から29頁に記載の当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 責任限定契約について
- 当社は、柏崎和義、恩田勲、吉田可保里、綱島勉の各氏との間に、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、同契約の被保険者となり、任期途中に同契約を更新する予定であります。
5. 取締役候補者について
- 筆頭独立社外取締役を議長とし、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会で決定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考 候補者一覧】

候補者 番号		氏 名	性別	現在の地位	出席回数 ／取締役会	出席回数 ／監査役会
1	新任	こ いけ あつ とも 小 池 淳 智	男性	常勤監査役	16回/16回 (100%)	10回/10回 (100%)
2	新任	さい どう よう いち 齋 藤 洋 一	男性	監 査 役	16回/16回 (100%)	10回/10回 (100%)
3	新任	なか やま ゆ か こ 中 山 裕 香 子	女性	—	—	—
4	新任	い ぐ し く み こ 伊 串 久 美 子	女性	—	—	—



1 こ いけ 小池 あつ とも 淳智 (1968年10月31日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 東急建設(株)入社
2016年4月 当社東日本支店総務部長
2018年4月 当社東日本土木支店総務部長
2020年4月 当社管理本部財務部長
2024年6月 当社常勤監査役(現)

■ 所有する当社の株式の数
1,649株

■ 監査役在任年数
2年

■ 取締役会への出席状況
16回/16回(100%)

■ 監査役会への出席状況
10回/10回(100%)

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験と財務に関する高い知見を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および監査業務の強化ならびに有益な助言や意見表明が期待されるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。



2 さい とう 齋藤 よう いち 洋一 (1973年12月12日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2005年10月 司法試験合格
2007年9月 弁護士登録
2008年9月 齋藤総合法律事務所入所(現)
2016年4月 第二東京弁護士会司法修習委員会委員(現)
2016年6月 当社監査役(現)
2018年6月 世紀東急工業(株)社外監査役(現)
(重要な兼職の状況)
弁護士(齋藤総合法律事務所)

■ 所有する当社の株式の数
20株

■ 監査役在任年数
10年

■ 取締役会への出席状況
16回/16回(100%)

■ 監査役会への出席状況
10回/10回(100%)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての専門的な見識を有しており、その専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および監査業務の強化ならびに有益な助言や意見表明が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。同氏は会社経営に直接関与した経験はありませんが、こうした理由から監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。



3 なか やま 中山 ゆ か こ 裕香子

(1965年10月8日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 ㈱野村総合研究所入社
 2002年10月 同社コンサルティング事業本部情報・通信コンサルティング部上級コンサルタント
 2004年4月 Nomura Research Institute America, Inc. Vice President
 2018年4月 ㈱野村総合研究所システムコンサルティング事業本部戦略IT企画室上級コンサルタント
 2019年4月 東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻 非常勤講師
 2021年4月 同大学院 経営学研究科 技術経営専攻 教授（現）
 （重要な兼職の状況）
 東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻 教授

■ 所有する当社の株式の数
0株

■ 監査役在任年数
—

■ 取締役会への出席状況
—

■ 監査役会への出席状況
—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

情報・通信に関するコンサルタントとしての豊富な経歴および人材育成を含めた大学院教授としての専門的な見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および監査業務の強化ならびに有益な助言や意見表明が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



4 いぐし くみこ 伊串 久美子

(1968年9月3日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年10月 デロイト トーマツ コンサルティング(株) (現・(同) デロイト トーマツ) 入社
2003年1月 日本ヒューレット・パッカード(株) (現・日本ヒューレット・パッカード(同)) 入社
2006年6月 エーオンホールディングスジャパン(株)入社
2009年6月 ハーバード大学公共政策大学院行政学修士 (M P A) 取得
2011年9月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
2014年9月 (株)震ヶ関総合研究所代表取締役社長 (C E O兼C O O)
2015年11月 (株)USEN 社外取締役
2016年4月 (株)アマガサ (現・(株)ジェリービーンズグループ) 社外取締役
2017年7月 (株)USEN-NEXT HOLDINGS (現・(株)U-NEXT HOLDINGS) 社外取締役
2018年7月 (株)ビジョナリーホールディングス社外取締役
2020年3月 (株)ブロードリーフ社外取締役
2022年5月 (株)サマンサタバサジャパンリミテッド社外取締役
2024年6月 ヤマシンフィルタ(株)社外取締役 (現)

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 監査役在任年数

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 監査役会への出席状況

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

D Xに関する専門的な見識と事業戦略の策定や新規事業開発等の豊富な経歴および経営者としての見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および監査業務の強化ならびに有益な助言や意見表明が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とした。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤洋一、中山裕香子、伊串久美子の各氏は、28頁から29頁に記載の当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、小池淳智、齋藤洋一の両氏との間に、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、上記の両氏および中山裕香子、伊串久美子の両氏との間に、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、同契約の被保険者となり、任期途中に同契約を更新する予定であります。
5. 監査等委員である取締役候補者について
筆頭独立社外取締役を議長とし、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会で決定しております。

【ご参考 取締役候補者および監査等委員である取締役候補者の指名方針】

当社は、性別、年齢、技能その他取締役会の構成の多様性を考慮し、過年度の業績・職務執行状況等を踏まえ、取締役候補者および監査等委員である取締役候補者を決定することにしております。また、候補者の指名にあたっては、企業ビジョン「VISION2030」の達成に向けた長期経営計画の推進に必要なスキルを下記のとおり定め、これらのスキルのバランスを考慮し、指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定しております。

氏 名	企業経営	業界の知見	法律・コンプライアンス	財務会計	人材開発	国際性	デジタル・イノベーション	サステナビリティ・ESG
取締役								
寺田 光宏	●	●				●		●
増田 知也	●	●					●	●
赤田 義宏	●	●				●		●
柏崎 和義	●			●			●	●
恩田 勲 (社外・独立)	●			●		●		●
吉田可保里 (社外・独立)		●	●					●
綱島 勉 (社外・独立)	●		●	●		●		●
久田 浩司	●	●	●	●	●		●	●
監査等委員である取締役								
小池 淳智		●		●				●
齋藤 洋一 (社外・独立)			●					●
中山裕香子 (社外・独立)	●				●	●	●	●
伊申久美子 (社外・独立)	●		●		●	●	●	●

各スキルの選定理由

項 目	選 定 理 由
企業経営	長期経営計画を推進し持続的な企業価値向上のためには、事業会社の取締役等の企業経営に関する知識や経験が必要であると考えております。
業界の知見	建設事業はコア事業であり持続的な企業価値向上のためには、建設事業に精通し事業戦略の立案や実行した経験等が必要と考えております。
法律・コンプライアンス	取締役会における経営監督の実効性向上のためには、法律・コンプライアンスに関する知識や経験が必要と考えております。
財務会計	強固な財務基盤を構築し持続的な企業価値向上のためには、財務会計に関する知識や経験が必要と考えております。
人材開発	長期経営計画の基本方針では人材を競争優位の源泉の一つと位置付けていることから、人材育成・ダイバーシティおよび人材マネジメント等に関する知識や経験が必要と考えております。
国際性	長期経営計画において国際事業を戦略事業と位置付け注力していることから、国際事業等の経験や国際情勢に関する知識が必要と考えております。
デジタル・イノベーション	長期経営計画の基本方針ではデジタル技術を競争優位の源泉の一つと位置付け、新規事業を戦略事業の一つとして注力していることから、デジタル技術・新規事業の創出等に関する知識や経験が必要と考えております。
サステナビリティ・ESG	「VISION2030」において社会課題解決と経済的価値を創出するサステナビリティ経営の実践を掲げていることから、「E：環境」、「S：社会」、「G：ガバナンス」等に関する知識や経験が必要と考えております。

【ご参考 社外役員の独立性に関する基準（現行）】

当社は、次の要件を満たす社外役員（社外取締役および社外監査役）を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員（独立社外取締役および独立社外監査役）と判断しております。

1. 社外役員が、次に該当する者でないこと。

- ①当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の業務執行者¹
- ②当社グループを主要な取引先とする者²またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先³またはその業務執行者
- ④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ⑥当社グループから一定額を超える寄付または助成⁵を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧当社グループの主要株主⁷または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑪最近において、前記①から⑩であった者

2. 前記 1 ①乃至⑪に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹でないこと。

3. 前記 1 および 2 の要件を満たす社外役員であっても、その他の理由により独立性が無いと考えられる場合、当社は、その社外役員を独立役員としない。

（注）

- 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
- 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- 3 当社グループの主要な取引先とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- 4 多額の金銭その他の財産とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

- 5 一定額を超える寄付または助成とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における年間1,000万円を超える寄付または助成をいう。
- 6 主要な金融機関とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当事業年度末の借入残高が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
- 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- 9 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

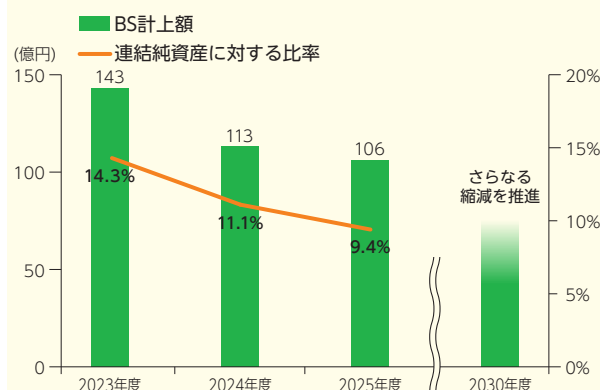
【ご参考 政策保有株式に関する保有方針】

当社は、取引関係を強化し良好な関係を維持することにより、当社の企業価値向上に資することを目的として、取引先が発行した株式を取得・保有いたします。

一方で当社は、個別の上場株式について、毎年、直近年度の実績指標を用いて、資本コストに対し十分な便益が得られているか、株式の価額が減じようなリスクがあるかを精査し、また、過去数年度の実績指標並びに今後数年度の予想指標を用いて、資本コストに対し十分な便益が得られているかを精査し、定量的な検証を行います。さらに、当社と株式の発行会社との今後の取引関係について、定性的な検証も行います。これらの検証結果を踏まえ、経済合理性や将来の見通し等を総合的に考慮し、保有意義が認められたか否か、毎年、取締役会にて確認いたします。

なお、保有目的を満たさなくなった株式、または保有意義が認められなくなった株式に関しては、発行会社の事情や市場動向等を勘案したうえで、原則として売却を進め、縮減に努めます。

BS計上額と連結純資産に対する比率



第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月24日開催の第18回定時株主総会において、年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く。）と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を踏まえ、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を従来と同額の年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしたしたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の内容の概要は事業報告50頁に記載のとおりですが、本株主総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の決定方針に基づいて支給するものであること、および指名・報酬委員会の答申を経た上で取締役会において決定しており、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものいたします。

現在の取締役は9名ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を踏まえ、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額9,600万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責を踏まえ取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2021年6月24日開催の第18回定時株主総会において、年額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を決定したいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認された場合の報酬額年額3億6,000万円とは別枠とし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行または処分を受けるものといたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式または金銭債権の総額は、年額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行または処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行または処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所

における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

対象取締役に対して発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年120,000株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役を含む非業務執行取締役4名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役を含む非業務執行取締役4名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行または処分およびその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の内容の概要は事業報告50頁に記載のとおりですが、本株主総会終結後の取締役会において、対象者を「社外取締役および非業務執行取締役を除く取締役」としている部分は「監査等委員である取締役および社外取締役を含む非業務執行取締役を除く取締役」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、変更後の決定方針その他諸般の事情を踏まえ、指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において決定しており、相当であると考えております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当

株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

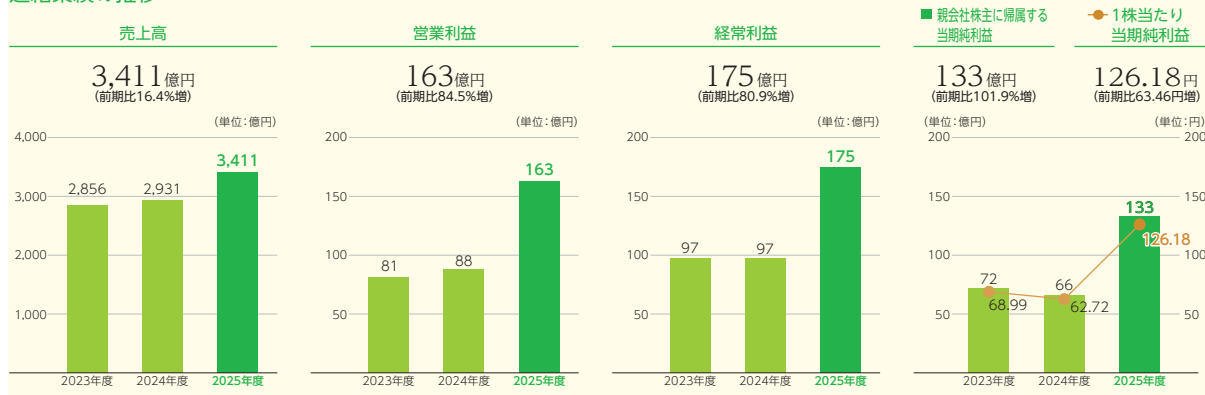
当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善の動きが見られ、景気は緩やかに回復しました。しかしながら、金融資本市場の変動や米国の通商政策に加え、中東情勢の影響などにより、先行きに対する不透明感が高まりました。

建設業界におきましては、政府建設投資は底堅く推移し、民間建設投資は企業の旺盛な設備投資意欲の継続により前年度を上回ったことから、建設投資は総じて増加しました。

このような情勢下におきまして当社グループは、「長期経営計画 “To zero, from zero.”」に基づき、国内土木・建築・建築リニューアル事業を「コア事業」、国際・不動産・新規事業を「戦略事業」と位置づけ、人材とデジタル技術を競争優位の源泉として3つの提供価値（「脱炭素」「廃棄物ゼロ」「防災・減災」）を軸とした5つの重点戦略（「東急建設ブランドの訴求・確立」「コア事業の深化」「戦略事業の成長」「人材・組織戦略」「財務・資本戦略」）に取り組んでまいりました。

当社グループの連結業績につきましては、受注高は4,327億円（前期比6.6%増）、売上高は3,411億円（前期比16.4%増）、営業利益は163億円（前期比84.5%増）、経常利益は175億円（前期比80.9%増）となりました。これに、税金費用等を加味した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は133億円（前期比101.9%増）となりました。

連結業績の推移



なお、部門別の状況は次のとおりであります。

(建設事業（土木）)

受注高は、海外工事が減少したものの、国内工事の増加により、1,051億円（前期比8.0%増）となりました。完成工事高は、海外工事が減少したものの、国内工事の増加により、743億円（前期比8.6%増）となりました。

(建設事業（建築）)

受注高は、国内工事および海外工事がいずれも増加したことにより、3,275億円（前期比6.2%増）となりました。完成工事高は、海外工事が減少したものの、国内工事の増加により、2,592億円（前期比18.0%増）となりました。

(不動産事業等)

不動産事業等売上高は、75億円（前期比52.8%増）となりました。

また、当社単体の業績につきましては次のとおりであります。

受注高は4,089億円（前期比7.3%増）となり、受注高に占める土木と建築の割合は、土木工事25.7%、建築工事74.3%となりました。

主な受注工事	発注者	工事名称
	積水化学工業株式会社	積水化学武蔵工場 P社新事務所棟建築工事
	東急株式会社・東日本旅客鉄道株式会社・東京地下鉄株式会社	渋谷駅街区西棟・中央棟高層部（内装・設備）新築工事
	独立行政法人国立病院機構相模原病院	独立行政法人国立病院機構相模原病院 外来管理棟新築整備工事（建築）
	品川区	品川区新総合庁舎整備工事
	株式会社エスコン	（仮称）北海道ボールパークホテルPJ 新築工事
	川崎とどろきパーク株式会社	等々力緑地再編整備・運営等事業（公園基盤施設整備工事）

売上高は、完成工事高3,094億円（前期比19.1%増）と不動産事業等売上高67億円を合わせた総売上高で3,161億円（前期比19.8%増）となりました。完成工事の工事別内訳は、土木工事24.0%、建築工事76.0%となりました。

主な完成工事	発注者	工事名称
	八女市	八女市新庁舎建設工事
	東急不動産株式会社	代々木公園Park-PFI計画新築工事
	最高裁判所	津地家簡裁庁舎新宮建築工事
	株式会社共立メンテナンス	（仮称）ラビスタ熱海新築工事
	学校法人五島育英会	（仮称）東京都市大学横浜キャンパス新棟増築工事
	中日本高速道路株式会社	新東名高速道路 湯触トンネル他1トンネル工事

利益面につきましては、営業利益は136億円（前期比102.3%増）、経常利益は145億円（前期比110.3%増）、当期純利益は115億円（前期比197.0%増）となりました。

当社単体の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

区 分		前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
建設事業	土 木	136,686	105,136	74,350	167,472
	建 築	381,911	303,808	235,071	450,647
	計	518,597	408,944	309,422	618,119
不 動 産 事 業 等		—	—	6,724	—
合 計		518,597	408,944	316,147	618,119

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は5,730百万円であり、その主なものは、事業用土地建物の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、事業運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、シンジケーション方式によるタームローン契約およびシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を金融機関と締結しております。また、短期社債（電子C P）を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の国内建設市場につきましては、建設投資は引き続き堅調に推移することが見込まれます。しかしながら、中東情勢による原材料価格高騰等の影響のほか、技能労働者の減少や時間外労働に関する上限規制適用後の影響等が懸念されることから、デジタルによる技術革新などの構造変革に適応できる人材の確保・育成が求められております。

このような情勢下におきまして当社グループは、物価高騰への対応や協力会社との関係強化を図りつつ、「長期経営計画 “To zero, from zero.”」に基づき、国内土木・建築・建築リニューアル事業を「コア事業」、国際・不動産・新規事業を「戦略事業」と位置づけ、既存事業の深掘りと新規分野の模索など、「知の深化」と「知の探索」を実践してまいります。

また、人材とデジタル技術を競争優位の源泉として、3つの提供価値（「脱炭素」「廃棄物ゼロ」「防災・減災」）を軸とし、この3つの提供価値と人材・デジタル技術の競争優位構築による「東急建設ブランドの訴求・確立」をはじめとする5つの重点戦略を実行することで当社グループの持続的な企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

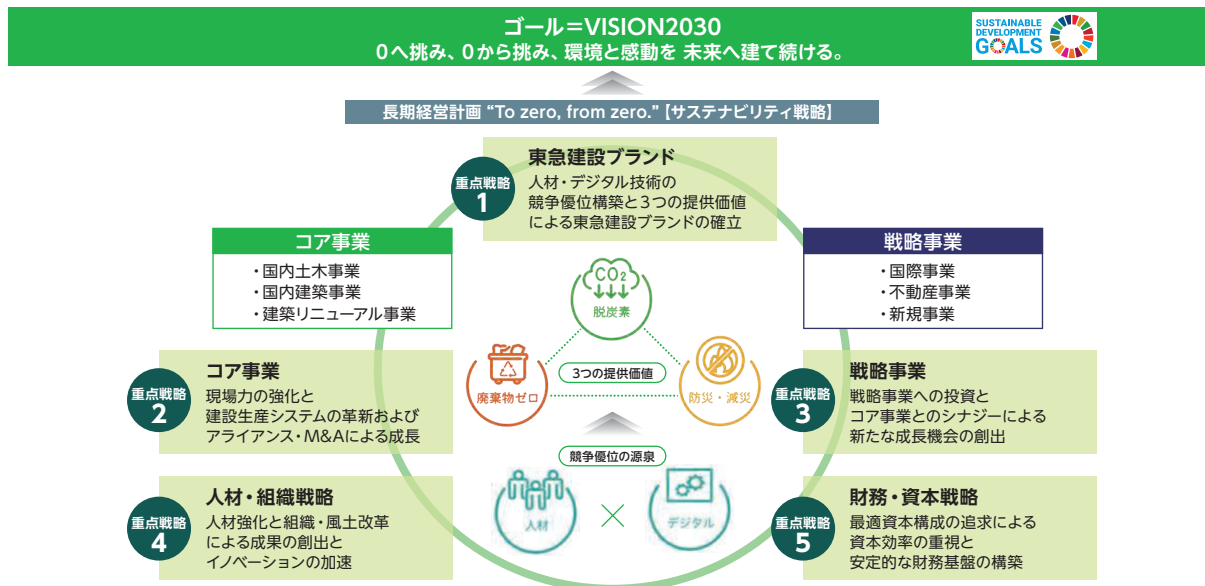
【ご参考 2026年度（2027年3月期）の連結業績見通しおよび配当について】

2026年度（2027年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高3,340億円、営業利益165億円、経常利益168億円、親会社株主に帰属する当期純利益は110億円を予想しております。配当につきましては、1株につき中間配当21円、期末配当22円とし、年間で43円（自己資本配当率（DOE）4.0%）を予定しております。

【ご参考】

長期経営計画 “To zero, from zero.” の全体像

長期経営計画 “To zero, from zero.” では、国内土木・建築・建築リニューアル事業を「コア事業」、国際・不動産・新規事業を「戦略事業」と位置づけ、「知の深化」と「知の探索」を実践し、人材とデジタル技術を競争優位の源泉として3つの提供価値を軸とした5つの重点戦略を実行します。これにより、財務・非財務両面での持続的な企業価値の向上を目指していきます。



株主還元方針

安定的かつ資本効率を意識した株主還元



「VISION2030」および「長期経営計画」について、詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。



VISION2030 : <https://www.tokyu-cnst.co.jp/company/vision/#vision>

長期経営計画 : <https://www.tokyu-cnst.co.jp/company/strategy/>



(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況

区 分	第20期 (2022年度)	第21期 (2023年度)	第22期 (2024年度)	第23期 (当連結会計年度) (2025年度)
受 注 高 (百万円)	294,356	301,074	405,879	432,728
売 上 高 (百万円)	288,867	285,681	293,139	341,181
経 常 利 益 (百万円)	5,020	9,736	9,701	17,552
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,245	7,266	6,631	13,390
1株当たり当期純利益 (円)	49.99	68.99	62.72	126.18
総 資 産 (百万円)	249,164	264,525	274,315	310,849
純 資 産 (百万円)	96,020	100,789	102,667	112,676

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第20期 (2022年度)	第21期 (2023年度)	第22期 (2024年度)	第23期 (当期) (2025年度)
受 注 高 (百万円)	267,792	278,341	381,098	408,944
売 上 高 (百万円)	261,529	260,626	263,945	316,147
経 常 利 益 (百万円)	4,426	6,996	6,911	14,537
当 期 純 利 益 (百万円)	3,825	5,147	3,896	11,571
1株当たり当期純利益 (円)	36.46	48.86	36.85	109.04
総 資 産 (百万円)	222,959	234,827	240,863	276,990
純 資 産 (百万円)	79,560	81,407	79,784	87,416

(6) 重要な親会社および子会社等の状況（2026年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東 建 産 業 株 式 会 社	百万円 50	100.00 %	水処理設備の設計施工請負 および維持管理
東 急 リ ニ ュ ー アル 株 式 会 社	100	90.53	建物増改築の設計施工請負
TC PACIFIC CONSTRUCTION, LLC	百万アメリカ・ドル 14	100.00	米軍を発注者とする建築工事 の設計施工請負
INDOCHINE ENGINEERING LIMITED	百万シンガポール・ドル 6	100.00	アジア・オセアニア地域を中 心としたBIMによる設備設計 および構造設計業務

(注) TC PACIFIC CONSTRUCTION, LLCは、当連結会計年度中に増資（資本金増加額 4 百万アメリカ・ドル）いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
世 紀 東 急 工 業 株 式 会 社	百万円 2,000	24.45 %	土木工事、舗装工事および 水利工事の設計施工請負 舗装資材の製造販売

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、建設事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として同事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特－4) 第20220号」として国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(5) 第6474号」として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社の事業所

本 店	東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号	
支 店	札幌支店(北海道)	北 陸 支 店(新潟県)
	東北支店(宮城県)	名古屋支店(愛知県)
	千葉支店(千葉県)	関西支店(大阪府)
	東日本土木支店(東京都)	広島支店(広島県)
	都市開発支店(東京都)	四国支店(香川県)
	首都圏建築支店(東京都)	九州支店(福岡県)
	東日本建築支店(東京都)	
営 業 所	10か所	
技術研究所	神奈川県	
海外事務所	シンガポール・タイ・インドネシア・ミャンマー・バングラデシュ・ベトナム・フィリピン	

② 重要な子会社の事業所

国 内	東建産業株式会社	(東京都)
	東急リニューアル株式会社	(東京都)
海 外	TC PACIFIC CONSTRUCTION, LLC	(グアム)
	INDOCHINE ENGINEERING LIMITED	(シンガポール)

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,911名	66名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,562名	68名増	43.5歳	18.0年

(10) 主要な借入先および借入額の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,381 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,311
株式会社みずほ銀行	1,689
株式会社三井住友銀行	1,097
株式会社横浜銀行	520

(注) 上記は取引金融機関5行との間で締結しているシンジケートローンによる借入金を記載しております。
また、上記のほか、複数の金融機関とシンジケートローンによる借入金(25,000百万円)があります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

400,000,000株

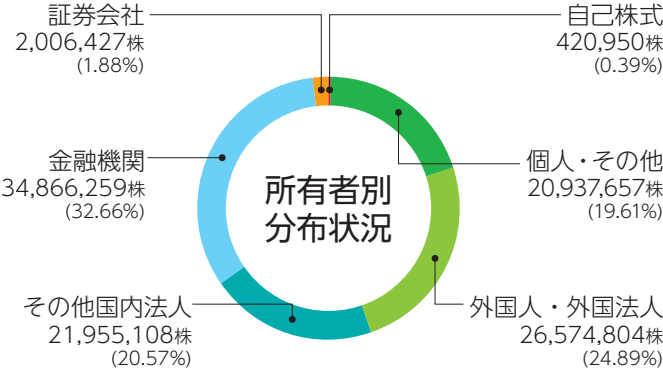
(2) 発行済株式の総数

106,761,205株
(自己株式 420,950株を含む)

(3) 株主数

44,492名 (前期末比 9,310名減)

(4) 大株主



株 主 名	持 株 数	持株比率
東急株式会社	15,362 千株	14.45 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,810	11.11
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,259	4.95
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・東急株式会社退職給付信託口) ※	3,520	3.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,595	2.44
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 大成建設口再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,000	1.88
東急建設従業員持株会	1,958	1.84
株式会社きんでん	1,924	1.81
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,917	1.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・東急株式会社口) ※	1,760	1.66

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (420,950株) を控除して計算しております。
2. 東急株式会社は、※のほか、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東急口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の持株数1,520千株および日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託東急株式会社口) の持株数700千株を含め、当社株式7,500千株を退職給付信託に拠出してあります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	30,180 株	5 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 田 光 宏	
代 表 取 締 役 副社長執行役員	諏 訪 嘉 彦	経営戦略本部・安全環境本部・価値創造推進室管掌
取 締 役 専務執行役員	清 水 正 敏	管理本部・不動産事業部管掌
取 締 役 専務執行役員	増 田 知 也	業務統括
取 締 役 常務執行役員	赤 田 義 宏	土木事業本部長、国際事業部管掌
取 締 役	柏 崎 和 義	東急株式会社 常務執行役員
取 締 役	恩 田 勲	株式会社G T M総研 代表取締役社長 G T M税理士法人 代表社員 同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター 客員教授
取 締 役	吉 田 可保里	弁護士（T & T パートナース法律事務所）
取 締 役	綱 島 勉	国立大学法人東京農工大学 監事
常 勤 監 査 役	落 合 正	
常 勤 監 査 役	小 池 淳 智	
監 査 役	齋 藤 洋 一	弁護士（齋藤総合法律事務所） 世紀東急工業株式会社 社外監査役
監 査 役	加 藤 善 一	一般財団法人リモート・センシング技術センター 参与 福井工業大学 客員教授 一般財団法人日本宇宙フォーラム 理事
監 査 役	北 村 和 夫	

- (注) 1. 地位ならびに担当および重要な兼職の状況は、2026年3月31日現在で記載しております。
2. 取締役恩田勲、吉田可保里、綱島勉の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役齋藤洋一、加藤善一、北村和夫の各氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役落合正、小池淳智の両氏は、当社財務部門における豊富な業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2025年6月25日、取締役腰塚國博氏は、任期満了により退任いたしました。

6. 当社は、取締役恩田勲、吉田可保里、綱島勉、監査役齋藤洋一、加藤善一、北村和夫の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2026年3月31日、監査役加藤善一氏は、福井工業大学の客員教授を退任いたしました。
8. 2026年3月31日、取締役恩田勲氏は、同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センターの客員教授を退任いたしました。
9. 2026年4月1日、取締役恩田勲氏は、藤田医科大学大学院 医学研究科の客員教授に就任いたしました。
10. 2026年4月1日、次のとおり取締役の地位および担当を変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	増 田 知 也	価値創造推進室・安全環境本部・ 技術研究所・建築事業本部・不動産事業部管掌
取 締 役 専 務 執 行 役 員	赤 田 義 宏	土木事業本部・国際事業部管掌
取 締 役	諏 訪 嘉 彦	
取 締 役	清 水 正 敏	

11. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年4月1日現在の専任執行役員の氏名等は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 役 職
専 務 執 行 役 員	渡 辺 光 俊	建築事業本部長
常 務 執 行 役 員	久 田 浩 司	業務統括
常 務 執 行 役 員	西 村 隆 徳	建築事業本部副本部長
常 務 執 行 役 員	安 藝 実	建築事業本部副本部長
常 務 執 行 役 員	大 室 淳 一	不動産事業部長
常 務 執 行 役 員	薬 丸 歩	管理本部長
常 務 執 行 役 員	小 西 雅 和	国際事業部長
常 務 執 行 役 員	吉 村 幸 丞	土木事業本部長
常 務 執 行 役 員	谷 岡 和 範	土木技術担当
常 務 執 行 役 員	生 嶋 文 昭	建築技術担当
常 務 執 行 役 員	田 中 龍 太	土木技術担当
常 務 執 行 役 員	竹 内 芳 寿	建築技術担当
常 務 執 行 役 員	桑 原 徹 郎	土木技術担当
常 務 執 行 役 員	飯 島 興 二	土木技術担当
執 行 役 員	福 田 重 彦	建築事業本部設備統括部長
執 行 役 員	南 部 朋 彦	首都圏建築支店長
執 行 役 員	中 村 淳	東日本建築支店長
執 行 役 員	山 本 博 司	名古屋支店長
執 行 役 員	佐 藤 順 一	東急リニューアル株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	岩 井 健	土木事業本部副本部長
執 行 役 員	信 貴 弘 恵	価値創造推進室長
執 行 役 員	柴 田 直 樹	内部統制推進室長
執 行 役 員	山 中 達 也	安全環境本部長
執 行 役 員	三 輪 昌 義	東日本土木支店長
執 行 役 員	佐々木 啓 示	関西支店長
執 行 役 員	戸 田 健太郎	都市開発支店長
執 行 役 員	竹 内 建 人	都市開発支店副支店長兼渋谷開発部長
執 行 役 員	西 山 裕 之	札幌支店長
執 行 役 員	本 山 一 弘	九州支店長
執 行 役 員	星 野 康 政	経営戦略本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役柏崎和義、恩田勲、吉田可保里、綱島勉の各氏および各監査役との間に、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を填補することとしております。

また、被保険者は取締役および監査役ならびに執行役員および会社法上の重要な使用人であり、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」という）は、筆頭独立社外取締役を議長とし、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会で決定しており、決定方針の内容の概要は下記のとおりです。

（決定方針の内容の概要）

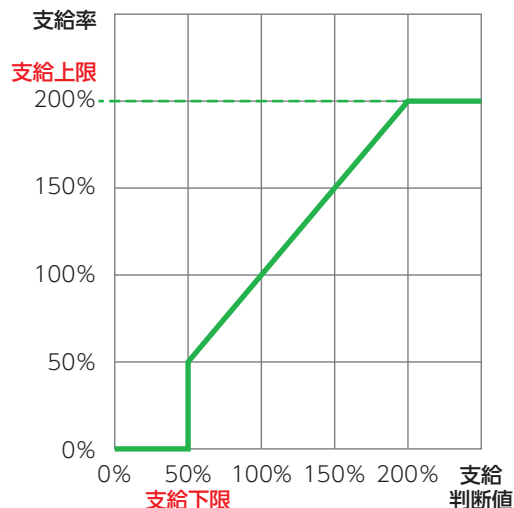
当社の取締役の報酬水準は、役位、業務執行状況および従業員の給与水準、第三者機関による国内企業経営者の報酬に関する調査等に基づき決定しており、また、短期業績および中長期的な企業価値向上へのインセンティブを引き出すため、金銭報酬と株式報酬とで構成しております。

金銭報酬には、役位に応じた固定報酬と変動報酬とがあり、固定報酬は、毎月定額を支給いたします。変動報酬は、短期業績達成に向けたインセンティブ強化を目的としており、役位別の基準額に、支給率を乗じて算定し、年2回に分けて支給いたします。また、支給率は支給判断値に応じて0%～200%で変動いたします。支給判断値は、営業利益や当期純利益などの財務指標、GHG排出量削減率や従業員エンゲージメントレーティングなどの非財務指標および実行計画施策達成度または部門業績評価を総合的に勘案して算出いたします。なお、社外取締役および非業務執行取締役の報酬は基本報酬の固定報酬のみとしております。

（支給判断値の構成ウエイト）

評価指標	ウエイト	
	社長、部門長 非兼務取締役	部門長 兼務取締役
営業利益や当期純利益 などの財務指標	70%	60%
GHG排出量削減率や 従業員エンゲージメントレーティング などの非財務指標	10%	10%
実行計画施策達成度 または 部門業績評価	20%	30%

（変動報酬の支給率モデル）



(変動報酬の算定式)

変動報酬額＝役位別基準額×支給率（支給判断値※に応じて0%～200%で変動）

※支給判断値＝各財務指標の年度計画達成率の平均値×ウエイト

＋各非財務指標の年度計画達成率の平均値×ウエイト

＋実行計画施策達成度または部門業績評価×ウエイト

(注) 支給判断値が50%を下回った場合、変動報酬は支給いたしません。

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブや取締役と株主の経済的価値の一致を目的としており、社外取締役および非業務執行取締役を除く取締役に對し譲渡制限付株式を付与するものであり、その付与株式数は、役位に応じた基準額に基づき毎年取締役会において決定いたします。

取締役の固定報酬、変動報酬、株式報酬の支給割合は、標準的な評価の取締役の場合、6：2：2をおおよその目安としております。

② 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬は、固定報酬であり、金銭により支給しており、報酬の決定方法については、監査役会の協議により決定しております。

(役員の報酬割合構成比)



③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2021年6月24日開催の第18回定時株主総会において、「年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く。）」と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第18回定時株主総会において、取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として、「年額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）、取締役に発行または処分をされる当社普通株式の総数は年120,000株以内」と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の報酬額は、2008年6月25日開催の第5回定時株主総会において、「年額9,600万円以内」と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、取締役の評価および報酬額の決定に関して客観性かつ透明性を確保して行うため、取締役会の委任決議に基づき、筆頭独立社外取締役恩田勲氏を議長とし、独立社外取締役吉田可保里および綱島勉の両氏ならびに代表取締役社長寺田光宏および取締役柏崎和義の両氏を構成員とする指名・報酬委員会において決定しております。当事業年度の各取締役の報酬は、指名・報酬委員会（当事業年度は6回開催）において、取締役会で決議した決定方針との整合性を含めて審議の上、支給額を決定しており、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金銭報酬		株式報酬	
		固定報酬	変動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	217 百万円 (24)	138 百万円 (24)	47 百万円 (一)	31 百万円 (一)	9 名 (4)
監査役 (うち社外監査役)	52 (18)	52 (18)	—	—	5 (3)
合計 (うち社外役員)	270 (42)	191 (42)	47 (一)	31 (一)	14 (7)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。
2. 取締役1名は無報酬であります。また、上記の支給人数には、2025年6月25日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
3. 株式報酬額は、2021年6月24日開催の第18回定時株主総会で決議いただいた、取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度における当事業年度の費用計上額であり、当該株式報酬の内容の概要は前記①に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当該兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	恩 田 勲	株式会社GTM総研 代表取締役社長 GTM税理士法人 代表社員 同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター 客員教授
	吉 田 可保里	弁護士（T & Tパートナーズ法律事務所）
	綱 島 勉	国立大学法人東京農工大学 監事
監査役	齋 藤 洋 一	弁護士（齋藤総合法律事務所） 世紀東急工業株式会社 社外監査役
	加 藤 善 一	一般財団法人リモート・センシング技術センター 参与 福井工業大学 客員教授 一般財団法人日本宇宙フォーラム 理事

- (注) 1. 重要な兼職の状況は、2026年3月31日現在で記載しております。
2. 世紀東急工業株式会社は、当社の関連会社であります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社と同社との間に、建設工事の発注等の取引があります。
3. その他の重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	恩 田 勲	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見識および経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明を適宜行っております。また、指名・報酬委員会に議長として出席し、取締役等の経営陣幹部の人事・報酬に関する審議を行うとともに、ガバナンス委員会に議長として出席し、積極的な議論を行っております。
	吉 田 可保里	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、弁護士としての専門的な見識および不動産業界での勤務経験に基づき経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明を適宜行っております。また、指名・報酬委員会に出席し、取締役等の経営陣幹部の人事・報酬に関する審議を行うとともに、ガバナンス委員会に出席し、積極的な議論を行っております。
	綱 島 勉	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、金融機関および不動産専門シンクタンクの経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明を適宜行っております。また、指名・報酬委員会に出席し、取締役等の経営陣幹部の人事・報酬に関する審議を行うとともに、ガバナンス委員会に出席し、積極的な議論を行っております。
監査役	齋 藤 洋 一	当事業年度開催の取締役会16回全てに、監査役会10回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。また、ガバナンス委員会に出席し、積極的な議論を行っております。
	加 藤 善 一	当事業年度開催の取締役会16回全てに、監査役会10回全てに出席し、行政機関等における豊富な知見と経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。また、ガバナンス委員会に出席し、積極的な議論を行っております。
	北 村 和 夫	当事業年度開催の取締役会16回中15回に、監査役会10回全てに出席し、金融機関等における豊富な知見と経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。また、ガバナンス委員会に出席し、積極的な議論を行っております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	253,716	流 動 負 債	193,637
現 金 預 金	49,587	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	50,773
受取手形・完成工事未収入金等	158,328	電 子 記 録 債 務	24,054
未 成 工 事 支 出 金	13,184	短 期 借 入 金	35,081
不 動 産 事 業 支 出 金	3,469	リ ー ス 債 務	365
販 売 用 不 動 産	17,244	未 払 法 人 税 等	4,605
材 料 貯 蔵 品	103	未 成 工 事 受 入 金	23,724
リ ー ス 投 資 資 産	31	不 動 産 事 業 受 入 金	225
そ の 他	11,896	完 成 工 事 補 償 引 当 金	8,368
貸 倒 引 当 金	△130	工 事 損 失 引 当 金	4,799
固 定 資 産	57,132	賞 与 引 当 金	4,033
有 形 固 定 資 産	20,315	預 り の 他	32,465
建 物 及 び 構 築 物	4,679	固 定 負 債	4,536
機械、運搬具及び工具器具備品	2,649	長 期 借 入 金	985
土 地	11,869	リ ー ス 債 務	697
リ ー ス 資 産	959	役 員 株 式 給 付 引 当 金	18
建 設 仮 勘 定	155	不 動 産 事 業 等 損 失 引 当 金	1,546
無 形 固 定 資 産	1,715	退 職 給 付 に 係 る 負 債	68
投資その他の資産	35,101	資 産 除 去 債 務	253
投 資 有 価 証 券	28,600	そ の 他	965
長 期 貸 付 金	2	負 債 合 計	198,173
破 産 更 生 債 権 等	20	純 資 産 の 部	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,671	株 主 資 本	105,124
繰 延 税 金 資 産	399	資 本 金	16,354
そ の 他	2,426	資 本 剰 余 金	3,558
貸 倒 引 当 金	△20	利 益 剰 余 金	85,496
資 産 合 計	310,849	自 己 株 式	△284
		その他の包括利益累計額	6,321
		その他の有価証券評価差額金	2,775
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	994
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,552
		非 支 配 株 主 持 分	1,229
		純 資 産 合 計	112,676
		負 債 純 資 産 合 計	310,849

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事売上高	333,587	
不動産事業等売上高	7,593	341,181
売上原価		
完成工事原価	297,537	
不動産事業等売上原価	6,000	303,538
売上総利益		
完成工事総利益	36,050	
不動産事業等総利益	1,593	37,643
販売費及び一般管理費		21,336
営業外利益		16,306
営業外収益		
受取利息及び配当金	326	
為替差益	237	
持分法による投資利益	1,392	
その他	184	2,140
営業外費用		
支払利息	443	
投資事業組合管理費	125	
その他	327	895
経常利益		17,552
特別利益		
固定資産売却益	564	
投資有価証券売却益	1,171	
補助金等収入	71	1,807
特別損失		
固定資産圧縮損	71	
投資有価証券評価損	21	
減損損失	7	100
税金等調整前当期純利益		19,258
法人税、住民税及び事業税		5,947
法人税等調整額		△268
当期純利益		13,579
非支配株主に帰属する当期純利益		189
親会社株主に帰属する当期純利益		13,390

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	230,174	流 動 負 債	186,205
現 金 預 金	36,759	支 払 手 形	5
電 子 記 録 債 権	626	電 子 事 業 未 払 債 権	24,067
完 成 工 事 未 収 入 金	147,465	工 事 期 間 借 入 金	45,361
不 動 産 事 業 未 収 入 金	464	短 期 借 入 金	42
未 成 工 事 支 出 金	12,728	未 払 費 用	35,000
不 動 産 事 業 支 出 金	3,459	未 払 法 人 税 入 金	309
販 売 用 不 動 産 品	17,244	未 成 工 事 受 入 金	2,181
材 料 貯 蔵 品	16	未 払 工 事 費 用	2,363
前 払 費 用	447	未 払 工 事 費 用	4,268
一 ス 投 資 資 産	31	前 払 工 事 費 用	23,371
そ の 他 の 資 産	12,084	預 金 受 入 金	129
貸 倒 引 当 金	△1,153	完 工 事 補 償 引 当 金	32,425
固 定 資 産	46,815	工 事 損 失 引 当 金	72
有 形 固 定 資 産	20,034	賞 与 引 当 金	8,368
建 物 及 び 構 築 物	4,555	固 定 負 債	4,387
機 械 及 び 運 搬 具	2,343	そ の 他 の 負 債	3,847
工 具 及 び 備 品	258	リ ー ズ 債 権	0
土 地	11,844	役 員 株 式 給 付 引 当 金	659
建 設 仮 勘 定	875	不 動 産 事 業 等 損 失 引 当 金	18
無 形 固 定 資 産	1,586	そ の 他 の 負 債	1,546
ソ フ ト ウ エ ア	1,117	負 債 合 計	189,573
リ ー ス 資 産	2	株 主 純 資 産 の 部	84,547
そ の 他 の 資 産	467	株 主 資 本	16,354
投 資 そ の 他 の 資 産	25,194	資 本 本 剰 余 金	4,121
投 資 有 価 証 券	11,593	資 本 本 剰 余 金	3,893
関 係 会 社 株 式	3,550	利 益 剰 余 金	227
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	2,806	利 益 剰 余 金	64,356
長 期 貸 付 金	1,997	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	194
破 産 更 生 債 権 等	20	オ ー プ ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 促 進 積 立 金	64,161
長 期 前 払 費 用	85	繰 越 利 益 剰 余 金	187
前 払 年 金 費 用	681	自 己 株 式	63,974
繰 延 税 金 資 産	2,664	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△284
そ の 他 の 資 産	2,146	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,868
貸 倒 引 当 金	△352	繰 延 へ ッ ジ 損 益	2,869
資 産 合 計	276,990	純 資 産 合 計	87,416
		負 債 純 資 産 合 計	276,990

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	309,422	
不動産事業等売上高	6,724	316,147
売上原価		
完成工事原価	277,398	
不動産事業等売上原価	5,219	282,618
売上総利益		
完成工事総利益	32,024	
不動産事業等総利益	1,504	33,528
販売費及び一般管理費		19,830
営業外利益		13,698
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,225	
為替差益	234	
その他	178	1,638
営業外費用		
支払利息	443	
投資事業組合運用損	178	
その他	177	799
経常利益		14,537
特別利益		
固定資産売却益	555	
投資有価証券売却益	1,171	
補助金等収入	71	1,798
特別損失		
固定資産圧縮損	71	
その他の関係会社有価証券評価損	139	
減損	7	218
税引前当期純利益		16,117
法人税、住民税及び事業税		4,970
法人税等調整額		△423
当期純利益		11,571

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

東 急 建 設 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東急建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東急建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

東 急 建 設 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山 元 清 二

公認会計士 澤 部 直 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東急建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

東 急 建 設 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 落 合 正 ㊟

常勤監査役 小 池 淳 智 ㊟

社外監査役 齋 藤 洋 一 ㊟

社外監査役 加 藤 善 一 ㊟

社外監査役 北 村 和 夫 ㊟

以 上

主な完成工事・受注工事

■土木 ■建築

完成工事



② 代々木公園Park-PFI計画新築工事

発注者：東急不動産株式会社

工事場所：東京都渋谷区



① 八女市新庁舎建設工事

発注者：八女市

工事場所：福岡県八女市



③ 津地家簡裁庁舎新営建築工事

発注者：最高裁判所

工事場所：三重県津市

④ (仮称)ラビスタ熱海新築工事

発注者：株式会社共立メンテナンス

工事場所：静岡県熱海市





⑤ (仮称) 東京都市大学横浜キャンパス新棟増築工事

発注者：学校法人五島育英会

工事場所：神奈川県横浜市



⑥ 新東名高速道路 湯触トンネル他1トンネル工事

発注者：中日本高速道路株式会社

工事場所：神奈川県足柄上郡

受注工事

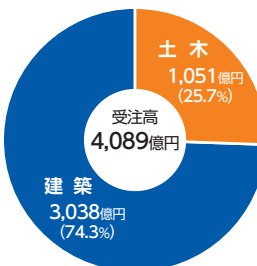


土木

- ① 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う公共施設整備工事(その1)
発注者：鷺沼駅前地区市街地再開発組合 工事場所：神奈川県川崎市
- ② 国道13号 金山第二トンネル工事
発注者：国土交通省 工事場所：山形県最上郡
- ③ 一般国道5号 札幌市 創成川通北8条東函渠設置工事
発注者：国土交通省 工事場所：北海道札幌市
- ④ 内径1350ミリメートル送水管(上鶴間・下鶴間)布設工事
発注者：神奈川県内広域水道企業団 工事場所：神奈川県座間市
- ⑤ 等々力緑地再編整備・運営等事業(公園基盤施設整備工事)
発注者：川崎とどろきパーク株式会社 工事場所：神奈川県川崎市
- ⑥ 積水化学武蔵工場 P社新事務所棟建築工事
発注者：積水化学工業株式会社 工事場所：埼玉県蓮田市
- ⑦ 渋谷駅街区西棟・中央棟高層部(内装・設備)新築工事
発注者：東急株式会社・東日本旅客鉄道株式会社・東京地下鉄株式会社 工事場所：東京都渋谷区
- ⑧ 独立行政法人国立病院機構相模原病院 外来管理棟新築整備工事(建築)
発注者：独立行政法人国立病院機構相模原病院 工事場所：神奈川県相模原市
- ⑨ 品川区新総合庁舎整備工事
発注者：品川区 工事場所：東京都品川区
- ⑩ (仮称)北海道ボールパークホテルPJ 新築工事
発注者：株式会社エスコン 工事場所：北海道北広島市

建築

受注高の発注者別内訳



土木	2026年3月期	
	億円	%
官公庁	526	12.8
民間	410	10.0
東急グループ	94	2.4
海外	19	0.5
合計	1,051	25.7

建築	2026年3月期	
	億円	%
官公庁	493	12.1
民間	1,721	42.1
東急グループ	823	20.1
海外	0	0.0
合計	3,038	74.3

クローズアップ

ブランド確立に向けたプロモーションCMを制作

～俳優の原菜乃華さんが東急建設の「ムズいーの」実績を歌い上げる～

当社は、長期経営計画“To zero, from zero.”の達成に向けたブランド確立施策として、俳優の原菜乃華(はら なのか)さんを起用したプロモーションCMを制作いたしました。

当社はこれまで、渋谷ヒカリエや渋谷スクランブルスクエアといった都市のランドマークとなる難易度の高いプロジェクトを日本全国で数多く手掛けてまいりました。一方で、これらの実績やその根底にある「高度な技術力」「インフラ構築の専門性」が十分に認知されていないという課題がありました。今回のプロモーションは、この認識のギャップを埋めるための挑戦です。2030年に向けて「建設の技術力を通じて感動体験を提供し続ける企業」を目指し、特に若年層に向けて親しみやすい表現で発信することで、社名認知の向上とともに「確かな技術を有するゼネコン」としてのブランドイメージ確立を図ってまいります。

CM動画はWEB広告として、YouTube、TVで放映しております。また、屋外広告として、渋谷スクランブルスクエアビジョンや東急線車内液晶モニター「TOQビジョン」でも放映しております。さらにCMと連動して、当社の高度な施工実績を詳しく紹介する特設WEBサイト「東急建設のムズいーの」も開設いたしましたので、是非ご覧ください。



特設WEBサイト
「東急建設のムズいーの」



集合住宅における自住戸内居室間の高遮音化技術 実建物での実証実験を開始

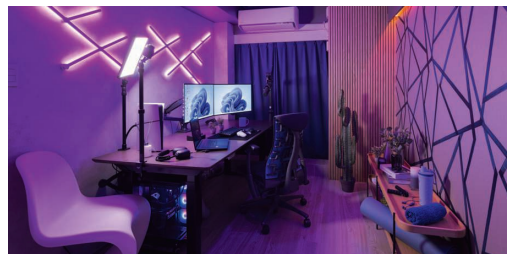
～新たな住まいのカタチを目指し、本格的な性能検証へ～

当社とソニーネットワークコミュニケーションズコネクト株式会社は、より快適な住環境の実現を目指し、当社保有物件の住戸において、両社が共同研究する高遮音化技術を導入したテストルームを設置し、実証実験を開始いたしました。

近年、多人数参加型オンラインゲームやテレワーク等の浸透により、住戸内で発生する生活音を取り巻く環境が大きく変化しております。一方、集合住宅における自住戸内の居室間の遮音性能には明確な基準が設けられておらず、実態を十分に考慮した設計手法は未だ確立されておられません。そのため、生活習慣や利用シーンの異なる居住者同士が、互いの快適性を確保しながら過ごせる空間づくりが課題となっております。

本技術は「人の声」と「自住戸内」に特化し、従来の防音室と比較して「建設コストの削減」「室内空間をほとんど狭めず、広く有効に活用できる設計」「出入口に防音室特有の段差がなく、一般的な居室と変わらない使用感覚」といった特徴を実現いたします。

実証実験中のテストルーム



両社は本実証実験を通じて、研究段階から一歩進んだ「実環境での有効性」を検証いたします。その成果を踏まえ、当社が施工中の新築マンションへの導入を予定しており、オンラインゲームやテレワーク等に対応した快適に暮らせる静穏な住環境の実現および社会実装に向けた知見の整理ならびに信頼性・実用性・経済性の確立を目指してまいります。

「スマート林業」推進のため遠隔操作による無人伐採車を本格導入

～危険エリアへの立ち入りを減らし、生産性と安全性の両立を目指す～

当社は、東京都あきる野市で進めている「スマート林業」の実証事業において、松本システムエンジニアリング株式会社が開発したラジコン式伐倒作業車「シン・ラプトルⅡ」を林業分野では国内で初めて本格導入*1いたしました。

全国の山林では、所有者の分散や林業従事者の高齢化・減少に伴い、管理が不十分な森林が増加しており、土砂災害リスクの高まりや水源涵養機能の低下など、森林が本来持つ多面的機能の発揮を阻害する要因になっております。また、林業は伐倒作業をはじめ急傾斜地や足場の悪い環境下での作業が多く、依然として労働災害リスクの高い産業です。生産性と安全性を同時に高めていくためには、危険作業の機械化を推進し、データに基づき作業の効率化を図る新たな森林経営手法が求められております。

「シン・ラプトルⅡ」は、立木を安全に狙った方向にコントロールしながら切り倒して伐採する林業の基本作業である伐倒と、切り倒した立木の搬送をオペレーターが離れた安全な場所からラジコン操作で行う無人作業車です。伐採した立木を集めやすいように一定間隔の「列」を作り機械的に間伐を行う搬出型列状間伐にも対応しており、最大45度の傾斜地での作業も可能なほか、ボタン一つで伐倒を自動実行できるなど、高い安全性と作業効率を両立しております。

*森林経営管理計画に基づく間伐作業現場における導入として国内初

実証事業の詳細

場 所	東京都あきる野市小和田・戸倉 地区
期 間	2025 年 6 月 17 日～ 2030 年 5 月 31 日
内 容	森林経営管理計画の作成、作業道の整備、搬出型列状間伐、伐採木の販売
検 証 項 目	実証事業収支管理、必要技術、関係機関との連携

傾斜地での伐倒作業状況



当社は、本導入を通じて、林業の就業環境を「重労働中心の現場」から「機械操作・監視中心の現場」へ移行し、特に遠隔操作技術の活用により「人ができるだけ危険な場所に立ち入る必要のない安心・安全な林業現場」を実現してまいります。また、本実証事業の成果を踏まえ、東京都あきる野市以外の地域にも事業エリア拡大を予定しております。今後も、若年層や女性をはじめとする多様な人材が参入しやすい環境づくりに貢献し、林業分野における就業人口増加に寄与してまいります。

東京電力管内における蓄電所2案件の運用開始について

当社は、2025年10月から12月にかけて、東京電力管内で蓄電所2案件の営業運転を順次開始いたしました。

2024年7月に蓄電所事業の第1号案件である相模原蓄電所の運転を開始しており、本蓄電所はこれに続く第2号・第3号案件となります。国内では、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入が急速に進む一方、発電量の拡大に伴い、電力需給の安定化や拡大に対応するための調整力の確保が課題となっております。また、多くのエリアで再生可能エネルギーの出力制御が発生しており、余剰電力の有効活用が求められております。

本蓄電所では、大規模蓄電池を電力系統に直接接続することにより、各種電力市場（卸電力市場*1、需給調整市場*2、容量市場*3）を通じて、再生可能エネルギーの余剰電力の吸収や調整力の提供、電力需給ひっ迫時の放電などを行い、電力需給の安定化や余剰電力の有効活用といった課題の解決に貢献してまいります。

*1 小売電気事業者が需要家へ電力供給を行うために、電力量(kWh)を調達する市場

*2 一般送配電事業者が周波数調整や需給調整を行うために、調整力を調達する市場

*3 日本全体で必要となる将来の供給力(kW)を確保するための市場

当社は、長期経営計画“To zero, from zero.”において、提供価値の一つに「脱炭素」を掲げております。脱炭素社会の実現に一層貢献するためには、国内の再生可能エネルギー導入拡大における阻害要因の解消が重要であると認識しており、今後も蓄電所事業のさらなる拡大を通じて、カーボンニュートラル実現に貢献してまいります。

第2号案件 茨城県石岡市



第3号案件 千葉県長生郡



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	定時株主総会および期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL (https://www.tokyu-cnst.co.jp/)
手数料	単元未満株式の買い増し・買い取り 無料
単元株式数	100株
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
ウェブサイト	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency

書面交付請求のお手続きについて

書面にて招集ご通知の全文をご希望の場合は、下記の連絡先までお問い合わせいただき、2027年3月末日までにお手続きを完了していただきますようお願い申し上げます。2027年度以降に開催される株主総会の招集ご通知の全文をご郵送いたします。

また、証券会社を通してのお手続きも可能です。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

電子提供制度 (書面交付請求を含む) に関するお問い合わせ先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 専用コールセンター ☎ 0120-782-031 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）
--------------------------------------	--

株式に関する各種手続きのお問い合わせ先

単元未満株式の買い増し・買い取り、住所変更、配当金受け取り方法の指定等の請求、マイナンバーのお届出	
〈証券会社等に口座をお持ちの場合〉 口座を開設されている証券会社等	〈特別口座※の場合〉 三井住友信託銀行株式会社
未払配当金の支払い請求、特別口座※から証券会社等の口座への振替請求	

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 ☎ 0120-782-031
ウェブサイト（株式に関するお手続き） <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency>

※株券の電子化に伴って、証券保管振替機構（ほふり）に預託されなかった株主様の株式は、三井住友信託銀行に開設された特別口座に記録されています。

株主総会 会場ご案内図



セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

東京都渋谷区桜丘町26番1号

03-3476-3000 (代表)



交通のご案内

渋谷駅 (JR南改札／京王井の頭線西口改札) より徒歩5分

■ JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン ● 東急東横線 ● 東急田園都市線 ● 京王井の頭線 ● 東京メトロ銀座線
● 東京メトロ半蔵門線 ● 東京メトロ副都心線

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ 本株主総会の開催・運営等に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.tokyu-cnst.co.jp/>



環境保全のため、
FSC®認証紙と
植物油インキを
使用しています。



見やすい
ユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。